

平成30年6月定例会

議案説明資料

警察本部

平成30年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係以外】

警察本部

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	平成29年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について	会計課	1
報告第2号	平成29年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	会計課	2
報告第9号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成30年4月13日専決)	監察課	3
	(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成30年4月13日専決)	監察課	4
	(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成30年4月13日専決)	監察課	5
報告第11号	長期継続契約の締結状況について	会計課	6

報告第1号

平成29年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越	特 定 財 源	国 支	庫 出 金	地 方 債
9 警察費	1 警察管理費	高速道路交通警察 庁舎整備事業費	239,794,000	95,918,000	95,918,000	88,233,120	7,684,880	7,684,880	684,880	円	円	円	7,000,000	円
		計	239,794,000	95,918,000	95,918,000	88,233,120	7,684,880	7,684,880	684,880	円	円	円	7,000,000	円

件名	議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成30年4月13日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成30年4月13日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 島根県安来市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を4割とし、県は、損害賠償金445,200円を支払うものとする こと。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成26年1月15日 午前7時28分頃</p> <p>イ 事故発生場所 米子市角盤町二丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県米子警察署兼警察本部警備部警備第二課所属の職員が、捜査用務のため普通特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償額 445,200円 うち、保険支払額415,200円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 285,075円（全損時残存価格、けん引費用） うち、相手方からの賠償額171,045円

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成30年4月13日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成30年4月13日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 米子市熊党330番地3 山陰スバル株式会社 代表取締役 森 延 廣 乙 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金202,824円を甲に、115,128円を乙にそれぞれ支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成29年8月13日 午前9時46分頃 イ 事故発生場所 鳥取市吉方町二丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、地域用務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、緊急自動車として発進した際、前方の安全確認が不十分であったため、信号待ちで停止していた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 317,952円 うち、保険支払額287,952円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 133,142円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成30年4月13日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成30年4月13日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金29,160円を支払うものとする こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成29年12月12日 午前8時23分頃 イ 事故発生場所 鳥取市円護寺地内 ウ 事故の状況 鳥取県警察本部警備部警備第一課所属の職員が、警備用務のため普通乗用自動車を運転中、運転操作を誤り、道路を逸脱し、和解の相手方が設置する視線誘導標に衝突し、同視線誘導標を破損させたものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 29,160円 うち、県費支出額29,160円（保険契約による免責額3万円以内） ・ 県側車両損害額 301,870円</p>

長期継続契約の締結状況について

警察本部

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	警察本部 会計課	物品 保守	ノートパソコン インクジェットプリンター サーバー	2台 2台 1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	304,560	平成30年3月1日 ～平成35年2月28日	鳥取県警察本部 警備第二課
2	警察本部 会計課	物品 保守	指紋認証装置	20台	鳥取市寺町50番地 株式会社鳥取県情報センター	1,846,800	平成30年4月1日 ～平成35年3月31日	鳥取県警察本部 会計課 他9所属